

日本地下水学会倫理綱領

平成 19 年 2 月 17 日 常任委員会承認

平成 19 年 4 月 7 日 評議委員会承認

【前文】

日本地下水学会は、地球の水循環を構成する地下水に関して、理学、工学、農学、社会学などの広範な領域において俯瞰的視野に立ち、地下水を正しく理解し、現在及び将来にわたって地下水を利用・保全するための活動を行う場であり、その成果をもって持続可能な社会に向けて貢献する。

会員は、地下水に関する専門家として、真理の探求に努め、自らの専門能力を継続的に向上させ、科学技術上の解決と、それがもたらす環境、社会、文化、経済、政治などへのさまざまな影響を考慮し、的確な価値判断に基づいた意思決定を行う。

【行動規範】

（公衆優先）

1. 会員は、公衆の安全、健康および福利の最優先を念頭において行動する。

（環境保全）

2. 会員は、地下水の利用と保全に際して、現在及び将来にわたって地下水環境に重大な影響を及ぼすことがないように行動する。

（真実性、公平性、情報公開）

3. 会員は、真実に基づき、公平・公正な態度で自ら判断を下し、情報公開と説明責任を果たすことによって社会的信頼を得るように努める。

（継続学習、人材教育、国際化）

4. 会員は、自らの専門能力の向上を図るとともに、その知識と経験を生かして、人材教育や国際協力などに努める。

（コミュニティ発展）

5. 会員は、相互に専門的知見を共有するとともに、自らの活動や学会の活動をもって社会的評価を高めるよう努力する。

【解説】

① 地下水学会がどのような活動を行っているのかを説明し社会的な存在意義を謳う。特に、地下水学会は様々な科学技術分野の学際的領域であることが特徴である。地下水の利用保全活

動は、自然の価値を尊重し、空間軸として地球規模であること、時間軸として将来世代までを視野に入れており、これらの精神は、地下水憲章にも謳われている。

* 地下水憲章（平成6年6月30日制定、全国地下水利用対策団体連合会）

私たちは、
すべての生物の生存に深い関わりをもつ
地下水について、
正しい認識を深め、
その利用と保全の調和をはかりながら、
豊かにして、清らかな地下水を、
子々孫々まで残すことを目的として、
ここに、この憲章を定めます。

- ② 地下水の利用と保全には、地下水の持つ水資源（水量）、水質、水温、水圧などの特性を含む。
- ③ 会員は、自らの地下水に関する科学技術的な能力を用いた行為が、理学、工学、農学、環境だけでなく、社会、文化、経済、政治などにまで影響を及ぼすことを十分に認識したうえで、倫理的な素養を持つ個人の価値判断を行うことを述べる。ここでの価値判断の要素として行動規範を掲げる。
- ④ 公衆が、仮に汚染された地下水を利用していたとすれば、知らないまま安全や健康に危害が加えられている。したがって、地下水に関して公衆の安全・健康を守ることは、地下水の専門家の責務である。その専門家である会員は、公衆の安全・健康を他のいかなる要素（例えば、自ら属する組織の利益）よりも優先させることが重要である。
- ⑤ 社会的な信頼は、真実性と、その情報公開・説明責任によって得られる。社会から信頼されない科学技術はその存在意義すら危うくなる。
- ⑥ 自らの活動や学会の活動の中には、一般の人びとに地下水のすばらしさや正しい姿を伝える役割もある。社会的評価に関しては、3.の情報公開・説明責任とも関係があるが、地下水に関する科学技術の成果が持続可能な社会に向けてどのように反映されるのかを自ら積極的に説明し、社会的な理解を得て評価を高めることが、地下水学会の発展のためにも重要なことである。

以上